

5 誘導区域と誘導施設

立地適正化計画では、居住や都市機能を誘導すべき区域（居住誘導区域・都市機能誘導区域）及び都市機能誘導区域内に誘導する施設の種別（誘導施設）を定めます。

本市では、以下のとおり誘導区域の設定を行いました。誘導区域は居住や都市機能の立地を強制するものではありませんが、市が開発の動向などを把握するための届出制度（p.14）が適用されます。

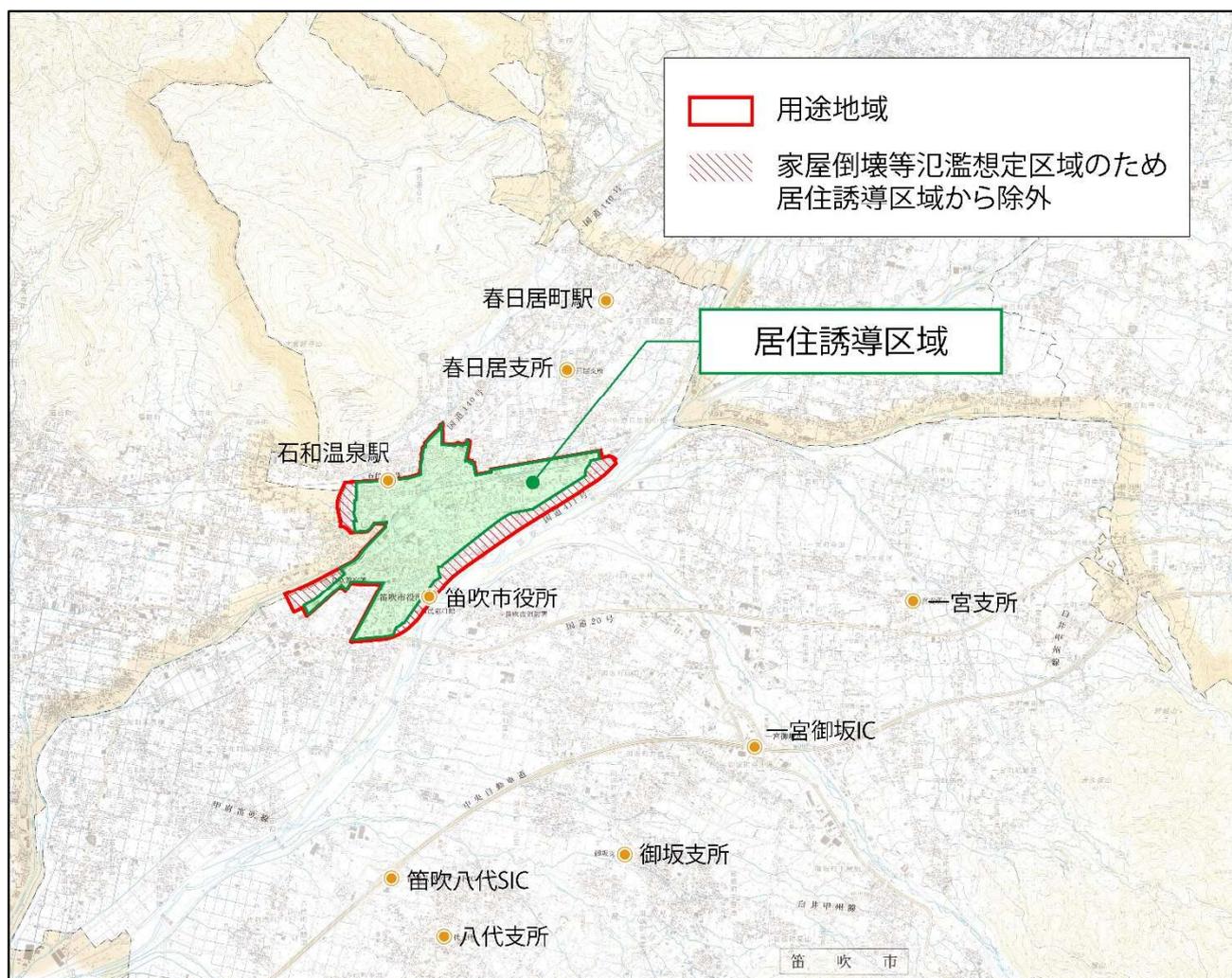
（1）居住誘導区域

居住誘導区域は、人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導する区域です。

笛吹市では、人口や都市機能の集積状況から中心市街地を中心として居住誘導区域を検討することとしました。中心市街地は全域が0.5m未満、0.5m以上3.0m未満または3.0m以上5.0m未満の浸水想定区域（想定最大規模）に指定されていますが、人口や都市機能が集積し市の中心拠点となっているエリアであることから居住誘導区域として設定し、笛吹市地域防災計画や本計画の防災指針に定めるハード・ソフト対策による防災・減災の取組を推進します。

ただし、家屋倒壊等氾濫想定区域については、垂直避難における安全性の確保が難しいことから、居住誘導区域から除外することとします。

■居住誘導区域の設定



(2) 都市機能誘導区域

都市機能誘導区域は、都市機能を誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域であり、居住誘導区域の中に設定することとされています。

笛吹市では、居住誘導区域の中で、一定規模以上の施設の立地が可能である住居専用地域以外で、現在の都市機能（医療、福祉、子育て・教育、金融、商業）が比較的多く集積している範囲を都市機能誘導区域として設定します。

■ 都市機能誘導区域の設定

